組合通信
あゆみ
第 103 歩 2018 年 9 月号

鹿島人材養成事業協同組合

〒314-0254　茨城県神栖市太田 523-27
TEL 0479-46-0444
組合HP　http://www.ns-group.co.jp/kkumiai/

▶外国人技能実習生 配属時の留意点

実習実施者の皆様におかれましては、技能実習生受入れに様々な面につきましてご対応、ご協力いただきありがとうございます。今回は新規に技能実習生を受入れた際の、**入国・配属時の技能実習生と接する際に重要なポイント**をご紹介していきたいと思います。

仕事におけるポイント

- 「おはようございます」「お疲れさまでした「お先に失礼します」など、基本的な挨拶を職場全体で行うことで、技能実習生が自然とあいさつする環境を整える。
- 指導する場面以外でも、技能実習生と会話によるコミュニケーションをとるようにします。こうすることで作業時でも技能実習生から「質問」「相談」「報告」をしやすくし、技能実習を円滑に、問題発生を少なくする効果が見込めます。

生活におけるポイント

- 電気、ガス、水道などの節約をさせる（無駄遣いをしないように注意する）
- 会社支給の各種生活備品は大事に使い、壊した場合は必ず報告させる
- 無断で部外者を宿舎に入れない
- ゴミの分別・指定のごみ袋を使用する、ゴミ集積場への出し方などを徹底させる
- 油などをそのまま排水口に流させない等、宿舎をきれいに使うようにさせる

何事も最初の指導が肝心です。**３年間の実習期間を円満に修了**させるためにも、新規で受入される実習実施者の皆様におきましては上記を心掛けていただければと思います。

また、すでに技能実習生が配属されている実習実施者の皆様におきましても見直すべきポイントとして留意していただければと思います。

▶技能実習生の受験する技能評価試験について

技能評価試験は**技能実習２年目移行時に受験する「基礎級」試験**と、技能実習３年目終了前に受験する**「２級・３級」試験**があります。「２級・３級」試験は当然のことながら「基礎級」より難易度が高く、技能実習生が事前学習にかける時間も多くなってまいります。

また、基礎級も採点の見直しで実技試験の難易度が上がってる職種があります。

実習実施者の皆様におきましては「基礎級」「２・３級」いずれについても、**技能実習生の試験対策へのご協力**を今まで以上にお願いいたします。

試験について　技能実習２年目移行の際に必須となっている**「基礎級」が不合格の場合は、１年満期をもって帰国**をしなくてはなりません。

帰国前実施の２級・３級試験は、**３年間の技能実習の成果を証明することが目的**となります。この試験を技能実習生が合格することが、**実習実施者としての必須要件**となっております。

技能検定		評価試験	要求される技能・知識の水準
２年目移行時	基礎級	初級	基本的な業務を遂行するために必要な基礎的な技能・知識
３年目満期帰国前まで	３級（実技試験）	専門級	初級の技能実習生が通常有すべき技能・知識
	２級（実技試験）	上級	中級の技能実習生が通常有すべき技能・知識

なお、受験料の負担については基礎級と同様に実習実施者の負担となります。
試験の日程や準備物、受験料等につきましては、随時組合よりご連絡いたします。

▸ 技能実習生への在留カード常時携帯の指導をお願いいたします

トラブルを未然に防止するために

在留カードは常時携帯することが義務で「入国審査官」「入国警備官」「警察官」等から提示を求められた場合には、提示する必要があります。**技能実習生が移動や買い物の途中で警察官から提示を求められる機会も多くなっています。**

在留カード

在留カードは求めに応じて、**いつでも提示**できるように**常時携帯が義務**です

在留カードを携帯していなかった場合は**「２０万円以下の罰金」**、提示に応じなかった場合は**「１年以下の懲役又は２０万円以下の罰金」**に処せられることがあります。

在留期間更新許可申請等の際は、組合では必ず在留カードのコピーを本人に渡します。**更新申請の際は必ずコピーを常時携帯**させるよう指導をお願いいたします。

また**紛失してしまった場合には、直ちに組合担当者にご連絡をお願いいたします。在留カードを紛失した場合、その事実を知った日から１４日以内に地方入国管理局で在留カードの再交付申請をしなければなりません。**

紛失による在留カードの再交付申請を申請期間中に行わなかったときは，１年以下の懲役又は２０万円以下の罰金に処せられることがあります。

実習実施者の皆様におかれましては、**定期的に技能実習生の在留カード携帯の確認**をお願いいたします。

▸ 住民健診の活用 について（神栖市）

２年目以降の技能実習生につきましては毎年健康診断を受けていただく必要があります。

技能実習生が**神栖市に住民登録**を行っている実習実施者様は、市が実施している**「住民健診」**で健康診断を実施することができます。

結果は実習実施者様で**コピーを保管**していただきますよう、お願いいたします。

日程	会場
9/8、10、12、25	神栖市保健センター
9/13、14	はさき生涯学習センター
9/5～7	大野原コミュニティセンター
9/18～21	若松公民館

▸ 技能実習事業に関するニュース

外国人技能実習の整備士を保護するためのガイドラインを策定　国交省（レスポンス）

国土交通省は、自動車整備職種での外国人技能実習制度が適正に運用される環境を確保するため、技能実習生が修得する作業、監理団体、実習実施者が配慮すべき事項、技能実習生の保護に関する事項をまとめた**「自動車整備技能実習ガイドライン」**を策定した。

実習現場での知識・技能の修得レベルの標準化を図ることによって、技能実習中の事故や外国人技能実習生に対する不適切な取扱いを防止することが目的。

具体的には「監理団体と整備工場は、技能実習生の保護を図るため、技能実習の強制、違約金設定、旅券または在留カードの保管などに対する禁止事項と、これに違反した場合の罰則」することや「技能実習評価試験の受料等費用がかることを理由に実習生の報酬の額を低くすることはできない」ことを規定することなどを示している。

入国在留管理庁、来年４月に設置へ（朝日新聞）

政府が進める外国人労働者の受け入れ拡大に対応するため、法務省は来年４月から入国管理局を格上げし**「入国在留管理庁」（仮称）**を設ける方針を固めた。

入国審査官らを約３２０人増員し、**５千人超えの組織**にする方針で、秋の臨時国会に関連法案を提出する。

法務省関係者によると、入国在留管理庁は「出入国管理部」「在留管理支援部」（いずれも仮称）を設ける方向で検討している。

入管業務だけでなく、外国人の受け入れ環境の整備について関係省庁や自治体との調整も担う方針という。

留学生や技能実習生の増加に伴い２０１７年末時点の在留外国人は約２５６万人と過去最多だった。政府はさらに、複数の分野の人手不足に対応しようと、一定の専門性や技能を持った外国人労働者を受け入れるための新たな在留資格を、来年４月から設けることを決めており、こうした状況で、法務省は現在の入国管理局のままで業務を進めることは困難だと判断し、組織の改編を検討していた。